

○ 人事院規則一一二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例） 新旧対照表（附則第二条関係）

	改 正 後	改 正 前
(規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例)		
第三条 前条第一項の規定により採用された職員に対す る規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章 から第六章までの規定の適用については、規則八一一 八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試 験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うも のとする。	第三条 削除	
(削除する)		
(規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例)		
第四条 第二条第一項の規定により採用された職員に対 する規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四 章から第六章までの規定の適用については、次の各号 に掲げる職員の区分に応じて、当該職員を当該各号に 定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなす。 一 第二条第一項第一号の規定により採用された職員 規則九一八第二条第六号に定める試験 二 第二条第一項第二号の規定により採用された職員 その者が有する公務に有用な資質、学歴免許等の 資格等に照らして、規則八一一八（採用試験）の規 定による試験の結果により採用をされた者であると した場合において、その採用の基礎とされることと なる試験	第三条 削除	
前項の規定により同項第二号に掲げる職員を規則九		

一八第二条第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなした場合には、その旨を人事院に報告するものとする。

(削除する)

(号俸の決定)

第五条 第二条第一項の規定により採用された職員の号俸は、採用の日の前日からその者の規則九一八第十五条の一の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄のその結果に基づいて職員となつた者とみなすこととされた試験の区分を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定するものとする。

2 第二条第一項第一号の規定により採用された職員について特別の事情により前項の規定により難いときは、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を決定することができる。

(規則九一八の規定の適用に関する読み替え)

第六条 第二条第一項の規定により採用された職員については、規則九一八第二十条の二第四項第一号中「第十八条第一号又は第二号」とあるのは「規則一一四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）第五条」と、同規則第二十八条中「人事院の定める者（）とあるのは「第十八条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（）と、「人事院の定める者（）とあるのは「規則一一四第五条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（）として、これら

の規定を適用する。

第四条（雑則）  
（略）

第七条（雑則）  
この規則に定めるもののほか、公務の活性化のため民間の人材を採用する場合の特例に関する事項は、人事院が定める。

○ 人事院規則一一三四（人事管理文書の保存期間） 新旧対照表（附則第三条関係）

研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等

人事管理文書の区分	十五 （略） 十六 任期付職員	規則二 （国と 民間企業と の人の事 業の交 流）	（略）	人事管理文書の区分	三〇十三 （略） 十四 官民人事交流	（略）	（略）	研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等
基準日		第十七条第二項の協議 に 關する文書等	（略）	取得の 日	基準日	（略）	（略）	
保存期間		（略）	（略）	五年	保存期間	（略）	（略）	

人事管理文書の区分	十五 （略） 十六 任期付職員	規則二 （国と 民間企業と の人の事 業の交 流）	（略）	人事管理文書の区分	三〇十三 （略） 十四 官民人事交流	（略）	（略）	十八条、第四十九条又 は別表第二の研究職俸 給表初任給基準表の備 考第一項の承認に関する 文書等
基準日		第十七条第二項の協議 に 關する文書等	（略）	取得の 日	基準日	（略）	（略）	
保存期間		（略）	（略）	五年	保存期間	（略）	（略）	

(略)	特場用材間め化の 例合すをのにの活 （公務） のる採人民た性 規則一 二四	(略)	十七・十八 十九 その他	(略)	人事管理文書の区分 第二条第二項の報告の 文書等	(略)	基準日	第四条の同意の文書等 （任用期の付与及び採用職員の特給） 規則二 三一〇	(略)
(略)									
(略)									
(略)									

(略)	特場用材間め化の 例合すをのにの活 （公務） のる採人民た性 規則一 二四	(略)	十七・十八 十九 その他	(略)	人事管理文書の区分 第二条第二項の報告の 文書等	(略)	基準日	第四条の報告の文書等 （任用期の付与及び採用職員の特給） 規則二 三一〇	(略)
(略)	文書等 第二条第二項の報告の 文書等	第五条第一項の協議に 関する文書等	第四条第一項の報告の 文書等	(略)	(略)	(略)			
(略)	日取得の		日取得の	(略)	基準日		日取得の		
(略)	三年		五年	(略)	保存期間		三年	五年	

備考

(略)

備考

(略)

○ 人事院規則九一九九（給与法別表第一イの備考〔〕等の規定の適用を受ける職員） 新旧対照表（附則第五条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>給与法別表第一イの備考〔〕、別表第二の備考〔〕、別表第三の備考〔〕並びに別表第四イの備考〔〕及び口の備考〔〕の人事院規則で定める職員は、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十二条第一項の規定に基づき、同昇格別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「総合職（大卒）」又は「I種」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>	<p>給与法別表第一イの備考〔〕、別表第二の備考〔〕、別表第三の備考〔〕並びに別表第四イの備考〔〕及び口の備考〔〕の人事院規則で定める職員は、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十二条第一項の規定に基づき、同昇格別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「I種」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>

○ 人事院規則二一一〇（国と民間企業との間の人事交流）

新旧対照表（附則第六条関係）

	改 正 後	改 正 前
（交流採用職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）	（交流採用職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）	（交流採用職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）
第二十二条 交流採用職員に対する規則九一八第四章から第六章までの規定の適用については、規則八一一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。	第二十二条 交流採用職員であつて、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、規則八一一八（採用試験）の規定による試験のうちいづれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものに対する規則九一八第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなすことができる。この場合において、同規則第二条第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなしたときは、その旨を人事院に報告するものとする。	第二十二条 交流採用により新たに職員となつた者の号俸は、当該交流採用の日の前日から、その者の規則九一八第十五条の二の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したもののとみなして、当該さかのぼった日において、同規則別表第二に定める初任給基準表を適用して得られる初任給（前条の適用を受ける職員にあつては、その結果に基づいて職員となつた者とみなすこととされた試験の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該交流採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

（削除する）

（交流採用職員の号俸の決定の特例）

(削除する)

(規則九一八の規定の適用に関する読み替え)

第二十四条 前条の規定の適用を受ける交流採用職員について  
は、規則九一八第二十条の二第四項第一号中「  
第十八条第一号又は第二号」とあるのは、「規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)第二十三条」と  
同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあるのは、「規則二二一〇第二十三条」として、これらの規定を適用する。

○ 人事院規則二三一〇（任期付職員の採用及び給与の特例） 新旧対照表（附則第七条関係）

	改 正 後	改 正 前
第九条 任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、規則八一一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。	（任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用の特例）	（第三条第二項任期付職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）
第九条 任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第三条第二項任期付職員」という。）であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、規則八一一八（採用試験）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものに対する規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなすことができる。この場合において、同規則第二条第六号又は第九号に定める試験の結果に基づいて職員となつた者とみなしたときは、その旨を人事院に報告するものとする。	（第三条第二項任期付職員の号俸の決定の特例）	（第三条第二項任期付職員の規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）

区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、  
部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規  
定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる  
号俸を超えない範囲内で決定することができる。

(削除する)

(規則九一八の規定の適用に関する読み替え)

第十一條 前条の規定の適用を受ける第三条第二項任期  
付職員については、規則九一八第二十条の二第四項第  
一号中「第十八条第一号又は第二号」とあるのは「規  
則二三一〇(任期付職員の採用及び給与の特例)第十  
一条」と、同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条  
「とあるのは「規則二三一〇第十条」として、これら  
の規定を適用する。

第十条 (雑則)  
(略)

第十二条 この規則の定めるもののほか、任期付職員の  
採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事院が定  
める。